

新潟市立東青山小学校

いじめ防止基本方針

平成31年4月策定

令和8年8月改訂

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と（１）一定の人的関係にある他の児童等が行う（２）心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法第2条」）

(2) いじめに対する基本的な考え方

すべての児童がかけがえのない存在であることから、児童一人一人が誰からも尊重され、一人一人のよさが生かされるように、常に創意工夫しながら日々の教育活動に取り組む。その上で、いじめはどの学校にも、どの学級にもどの児童にも起こりうる深刻な人権侵害であることを認識し、児童が互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、すべての教職員が、児童、保護者、地域との信頼関係の上にいじめの未然防止・早期発見・早期対応・いじめの解消・再発防止に徹底して取り組む。

(3) 本校におけるいじめ対応の組織

①校内いじめ対応ミーティング

発生したいじめに対し、校内で迅速・適切に対処し、いじめの解消及び再発防止をはかることを目的とする。原則として、校長・教頭・生活指導主任・教務主任・当該学級担任・当該学年主任で組織し、必要に応じて関係する教職員が加わる。

②いじめ防止対策委員会

いじめ防止等に組織的に対応するために、いじめ防止対策委員会を設置し、基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、検証を行う。また、重大な事案が発生した場合は緊急会議を開催し、情報を迅速に共有し、対応の方針や内容を協議し決定する。

※必要に応じて「いじめ防止対策委員会」の内容を「学校運営協議会」の協議題にする。その際、「学校運営協議会」に必要なメンバーが加わる。（生活指導主任、当該学年主任、当該学級担任等）

③関係機関との連携について

- 西区教育支援センターや新潟市教育相談センター、新潟西警察署（スクールサポーター、スクールガードリーダー）、児童相談所など関係機関と、必要に応じて連絡・相談するとともに連携していじめの解決や防止にあたる。
- 重大事案発生時には、新潟市教育委員会の指導・助言に基づき、関係機関と連携しながら学校として組織的に動く。

2 いじめ未然防止のための取組

(1) いじめが起こらない学級・学校づくり

① いじめを許さない学級

- ・児童一人一人の個性が認められ、活躍の場がある「心の居場所がある学級」づくりに努める。
- ・教師や児童の何気ない言動が大きな影響をもつことを十分に理解し、言語環境を整備する。
- ・1・3・5学年で、新潟市「いじめ未然防止に向けた教育プログラム」の学級活動（2）の授業を行い、いじめ問題についての理解を深める。
- ・話し合い活動の充実を図り、進んで問題解決しようとする意欲と姿勢をもたせる。
- ・学級におけるグループ内での人間関係の把握に努め、グループ別指導などについて不断の見直しや工夫改善を行う。
- ・「いじめは重大な人権侵害であり、絶対に許されない」、「いじめを囃し立てたり、傍観したりする行為もいじめ同様絶対に許されない」という認識を日頃の教育活動全般を通じてもたせるとともに、「いじめをしない、させない、許さない」という意識の醸成に努める。

② いじめを見逃さない学校

- ・全教職員が全人格的な接し方を心掛け、日頃から児童が悩みや不安を打ち明けやすい「心の信頼関係」づくりに努める。
- ・年2回の「ひまわりタイム（教育相談）」、年3回の「ひまわりアンケート」を実施し、児童の心情や生活実態のきめ細かい把握に努める。
- ・小学校においては、いじめの発見が学級担任によるもの、保護者からの訴えで発見することが多いという認識に立ちつつ、日頃から教職員間あるいは担任と保護者間で情報を共有できる関係づくりに努める。

(2) 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

① 自律性と社会性を高める

- ・学級の友達との「横のつながり」、異学年の友達との「縦のつながり」を意識した人間関係を築く力を高める。
- ・あいさつの取組を通して、教職員や友達、地域の人々と幅広くかかわる力を育てる。
- ・社会性や豊かな情操を培う幅広い体験活動を取り入れる。

(3) 命や人権を尊重し、豊かな心を育てる

① 人権教育の充実

- ・全教育活動において、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育む。
- ・子どもの自己理解、他者理解を進め、コミュニケーションや対応の仕方を知る授業等を行う

② 道徳教育の充実

- ・「いじめ問題」は他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するという認識をもち、児童の実態に合わせて、題材や資料等を十分に検討した道徳授業を行う。
- ・マナーやルールの意味や意義を実感的に理解させ、規範意識を高める道徳授業を行う。
- ・各学年で、新潟市「いじめ未然防止に向けた教育プログラム」の教材を活用した、いじめに正面から向き合う道徳科の授業を行い、道徳的価値の理解を深める。

(4) 保護者や地域の方への働き掛け

① 授業参観等

- ・全学級が年1回道徳の授業を保護者に公開するよう努める。

② 学級通信・学年通信の活用

- ・いじめへの取組や道徳及び学級活動の取組を保護者に積極的に伝える。

3 いじめの早期発見のための取組

(1) 教職員による観察

- ・教職員が、いじめやいじめ対応について正しく理解し、新潟市「いじめ対応ガイドブック（2025.11）」を基に、いじめ情報のキャッチに努める。
- ・教職員が児童と過ごす機会を多くし、いじめの早期発見を図る。
- ・児童の形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
- ・児童一人一人の様子について、気になることなどを記録し、蓄積する。また、いじめ情報をキャッチした際は、迅速に管理職へ報告し、「校内いじめ対応ミーティング」を実施する。

(2) 「ひまわり（いじめ）アンケートの実施」

- ・いじめの早期発見のために、「ひまわり（いじめ）アンケート」を年3回実施する。
- ・アンケート実施後、管理職に提出し、チェックを受ける。その後、児童に聞き取りを行い、それを基に校内いじめ対応ミーティングを開催する。
- ・アンケート（原本）は、児童の卒業まで保管する。
- ・アンケートの集約結果は、卒業後5年間保管する。

(3) 欠席状況の確認

- ・欠席理由が不透明な場合は、欠席した日の朝のうちに電話連絡を行う。
- ・連続して2日以上欠席があった場合は、欠席理由が明確であっても電話連絡を行う。
3日以上欠席があった場合は、状況に応じて保護者または本人と面談を行う。

(4) 教職員間の連携

- ・日頃から、児童の変化や様子について、学年間や学年部間で話題にし、情報共有する。
また、必要に応じて管理職や生活指導主任と気になる児童の情報を共有する。

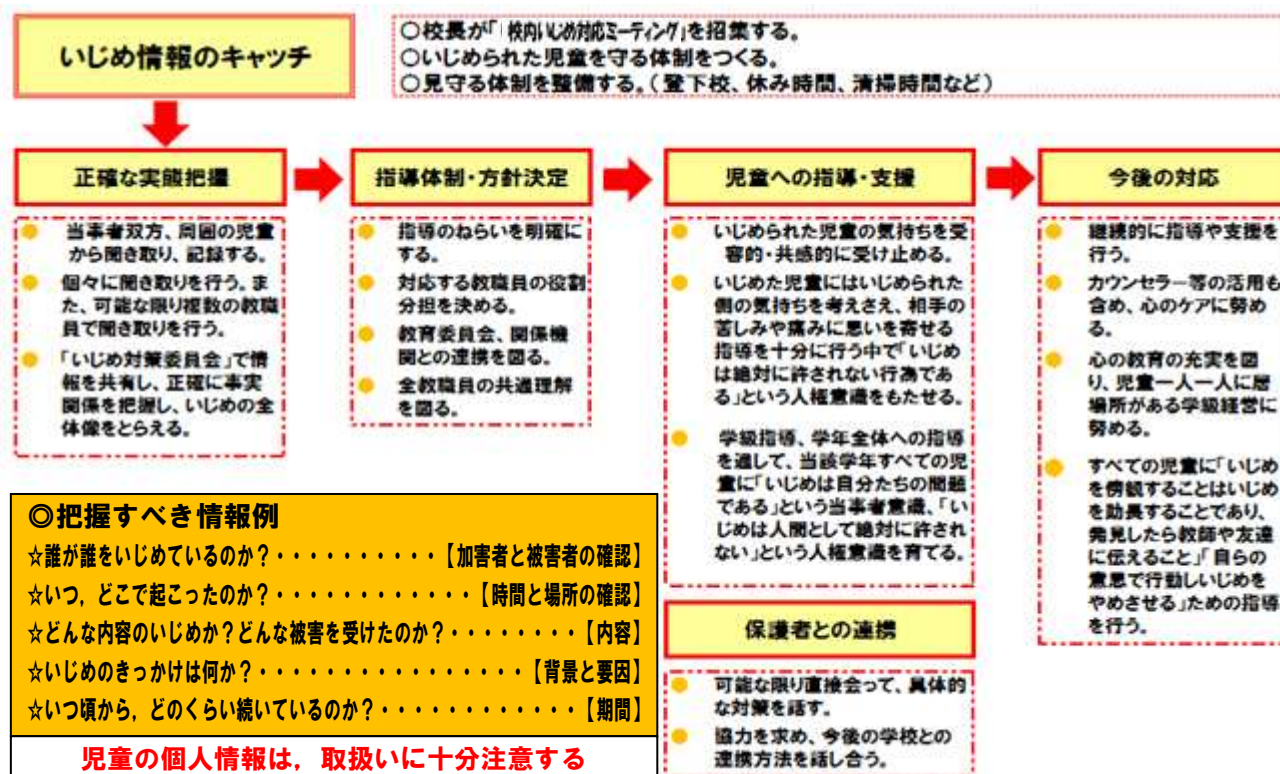
(5) 保護者・地域との連携

- ・児童の様子で心配なことは、いつでも学校に話してもらうよう保護者に働き掛ける。
- ・ひまわりクラブ（学童保育）や民生委員児童委員等の連携を密にし、校外での児童の様子について地域から情報を得られるようにする。

4 いじめの初期対応のための取組

(1) いじめ発見時の緊急対応

① いじめられた児童・いじめを知らせた児童を守る



- ・当該児童から話を聞くときは、他の児童の目にふれないように時間や場所に慎重な配慮を行う。
- ・事実確認は「いじめた児童」「いじめられた児童」「周りの児童」それぞれ別の場所で（可能な限り）同時に行う。

② 事実確認と情報の共有

- ・いじめ行為を行うに至った経緯や心情などをいじている児童から聞き取るとともに、周囲の児童や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。
- ・短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とする。

(2) いじめ初期対応ガイドライン

- ・いじめやいじめの恐れがある事案を発見したり、児童や保護者からの訴えがあったりした場合は、新潟市「いじめ対応ガイドブック(2025.11)」を基に、直ちに次の行動をとる。

- ① 教頭に概略を報告する。
- ② 教頭と担任は校長へ報告し、その場で正確な実態把握のための具体的対策を立て、教職員で分担して関係児童への聞き取り調査を行う。
- ③ 校内いじめ対応ミーティングを行い、指導体制と方針を決め、対応を開始する。
※対策及び方針として様子を見ることはしない。
- ④ 対応中は適宜ミーティングを行い、情報共有及び対応・支援について検討する。
※事案の概略・対応の内容や実態等は、教頭と担任又は生活指導主任が記録する。
校内いじめ対応ミーティング用紙には、教頭又は担任が記録し、保管する。
- ⑤ 児童への支援・指導として、被害児童を全力で保護・支援し、心配や不安を取り除く。加害児童には、行動理由を傾聴し、内省を図るとともに、いじめ行為に対しては毅然とした指導を行う。
- ⑥ いじめの実態及びその対応について、全教職員に知らせ共通理解を図る。
- ⑦ 被害児童保護者へは即日中に連絡し、事実の説明と謝罪及び具体的な方針と対応について説明

する。加害児童が確定している場合は、加害児童保護者に即日中に連絡し、事実の説明と加害児童の内省状況及び学校の具体的な方針と対応について説明する。

※すべての事実が確認できていない場合は、憶測でものを言わない。

※加害児童については、本人がしたことを認めた段階で確定する。

- ⑧ 加害児童による謝罪は急がず、加害児童がいじめ行為についてしっかりと内省ができ、本人から謝罪の意思が表れた後に謝罪の場を設定する。
- ・いじめの発生後、担任を中心に関係児童の経過観察を行う。特に、被害児童の教育相談と保護者への確認を、概ね1週間後・1か月後・3か月後に行う。
- ・いじめの解消については、少なくとも次のことを満たしていることを確認する。
 - ① いじめの行為が3か月以上止んでいること
 - ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
- ・いじめの状況（児童や保護者からの訴えの内容等）・対策・その後の経過などを記録に残す。記録は5年間保存する。

5 重大事態への対処

（1）重大事態の定義

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ② いじめにより児童が、学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ③ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合
（「いじめ防止対策推進法」より）

（2）重大事態への対処

- ① 重大事態が発生した場合または発生が疑われる場合は、市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ④ 上記調査結果については、被害児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

（3）重大ないじめを受けた児童及び保護者への対応

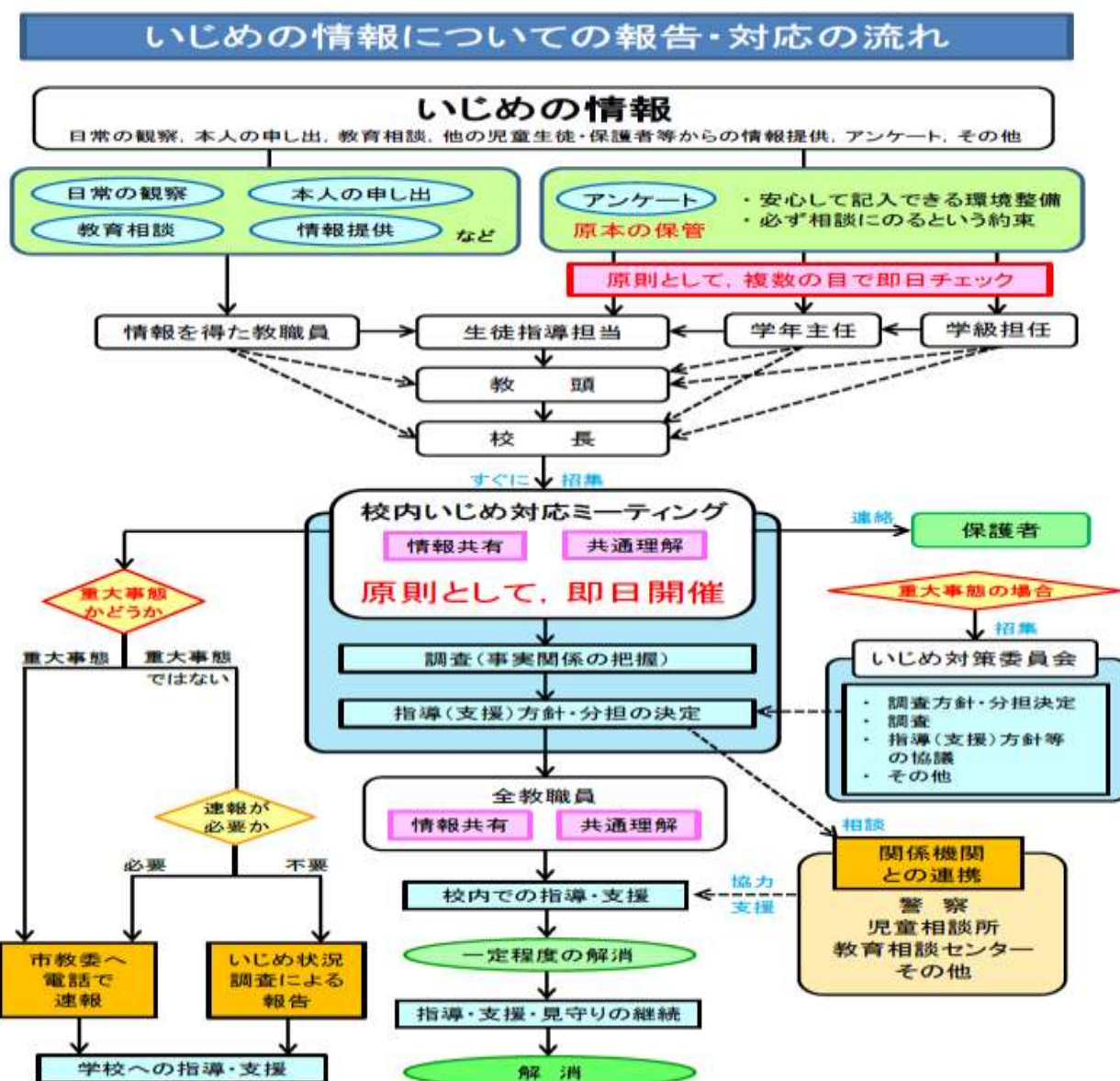
- ① 重大事態に係るいじめを受けた児童は、心身ともに大きな傷を負っていることが考えられるので、当該児童の心の安定と心身の安全を確保することに全力で取り組む。その後、心身に負った傷の回復に向けて支援するとともに、安心して学校生活を送ることができるように支援する。
- ② いじめが解決した後もきめ細かく経過観察を行い、関係する児童への対応を丁寧に行うなどして、いじめの再発防止に努める。

6 組織対応マニュアル

☆キーワードは「つながり」

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応する。また、事案によっては、管理職の指導・指示のもと、監督官庁や警察、スクールカウンセラーなど関係諸機関との連携を積極的に図る。

教職員同士が、あるいは学校が地域や関係機関と「つながり」ながら、対応に当たることが大切である。



- ※ 上の図を基本とし、いじめ事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。
- ※ いじめ解消に当たっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめ情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。
- ※ ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に協議し慎重に対応することが必要である。
- ※ いじめ対応に当たっては、児童から聞き取った内容や指導経過、対応について教頭又は担任が記録し、保存する。また、その取り扱いには重大な個人情報であることを意識し、留意する。